

令和6年度第1回

南国市農業委員会議事録

令和6年4月8日（月）

令和6年度第1回農業委員会議事録

日 時 令和6年4月8日（月） 午後1時30分～午後2時20分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題

- （1）農地法第3条の規定による許可申請の件
- （2）農地法第5条の規定による許可申請の件
- （3）南国市農用地利用集積計画の件
- （4）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- （5）令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案外

- （1）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- （2）使用貸借の合意解約通知の件
- （3）非農地証明願いの件
- （4）農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願いの件

出席者（農業委員 15名）

会長 濱田 好典

第一副会長 池 正人

第二副会長 鈴木 郁馬

2番 山本 修平

4番 杉本 和繁

6番 末政 隆一

7番 楠瀬 理枝

11番 植野 永子

12番 松岡 清

14番 窪田 理佳

15番 山本 桂

16番 平田 修三

17番 垣内 育男

18番 田岡 崇

19番 森尾 晴代

欠席者（農業委員 4名）

1番 金田 善充

5番 高芝 澄生

8番 武市 忠雄

13番 今井 まち

出席者（農地利用最適化推進委員 13名）

1番 西本 良平

4番 寛 和幸

5番 和泉 依

6番 門田 理博

7番 利岡 邦彦

8番 西岡 祐三

9番 武市 憲雄

11番 山北 泰司

12番 北村 一弘

13番 武内 俊暁

14番 中村 和雅

15番 岡田 廣志

16番 橋詰 昌明

欠席者（農地利用最適化推進委員 4名）

2番 齋藤 喜美子

3番 門田 俊一

10番 北原 章吾

17番 井上 丈夫

出席職員

事務局長 弘田 明平

次長兼係長 清岡 さゆり

主 査 穂積 孝昌

議事録署名委員

4番 杉本 和繁

6番 末政 隆一

会長	ただいまから第1回定例総会を始めます。議案第1号、農地法第3条権利移動申請許可申請について下記の通り受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和6年4月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数10件。申請受理面積、田 10,559 m²、畑 3,009 m²、計 13,568 m²。事務局説明をお願いいたします。
清岡次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書は4ページになります。受付番号1号です。譲受人は42歳。申請地は、浜改田の畑、4筆で、計 1,004 m²、父から子への贈与による所有権移転です。父が高齢となってきたため、同じ世帯で一緒に耕作をしている子へ承継するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は15年です。農作業には本人と両親と姉が従事しています。取得後は、これまで同様、玉ネギ、えんどう、大根、ニンジンなどを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないのであるということです。1号については以上です。 受付番号2号です。譲受人は72歳。申請地は、十市の畑、105 m²、売買による所有権移転です。県外に住む譲渡人からの要望で、自宅に近く耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、機械を所有しておりませんが、機械が必要ない規模で耕作をします。農作業歴は1年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、柿、びわ、玉ネギ、えんどうを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。2号については以上です。 受付番号3号です。譲受人は80歳。申請地は、浜改田の畑、4筆で、計 1386.91 m²、売買による所有権移転です。自作地に近く、耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は55年です。農作業には本人と妻と子が従事しています。取得後は、大根などの野菜を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。3号については以上です。 受付番号4号です。譲受人は65歳。申請地は、上野田の田、87 m²、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、これまで同様、柿を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。4号については以上です。 受付番号5号です。譲受人は69歳。申請地は、浜改田の田 301 m²、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。所有地の隣で耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は46年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、カボチャ、ズッキーニを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。5号については以上です。 受付番号6号です。譲受人は76歳。申請地は、久礼田の田 360 m²、売買による所有

権移転で、経営規模拡大のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。取得後は、柿、みかんを作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。6号については以上です。

受付番号7号です。譲受人は79歳。申請地は、三畠の田、7筆で、計5,282㎡、売買による所有権移転です。県外に住む譲渡人からの要望で、自作地に近く耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後も、これまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。7号については以上です。議案書6ページになります。

受付番号8号です。譲受人は77歳。申請地は、大埴の田931㎡、子から父への贈与による所有権移転です。申請地は、譲受人を含む3人の共有地になっておりますが、実質は、譲受人が耕作をしているため、今回、子からその持分4/8を贈与により取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は60年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後も、これまで同様、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。8号については以上です。

受付番号9号です。申請地は、金地の田畑8筆で計3,247㎡、売買による所有権移転です。譲渡人からの要望で、自作地に近く、耕作するのに便利であり、規模拡大するため取得します。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認します。本日、配付しています当日配付資料で説明いたしますので、こちらをご覧ください。要件は4つあります。資料の上半分に、4つの要件を示しておりますが、これを譲受人について、下半分で見ていきます。まず、1の法人形態要件ですが、譲受人は特例有限会社です。特例有限会社とは何かといいますと、会社法が平成18年5月に施行されましたが、それによって有限会社は株式会社と統合されました。その際、譲受人のような既存の有限会社は、有限会社の名称のまま株式会社として存続できることになりました。名称は有限会社ですが、法人形態は株式会社、というのが特例有限会社で、譲受人はこれにあたりますので、1の要件を満たしています。次に、2の事業要件です。自ら生産した農産物の売上げが全体の売上の100%で、過半となっているため、要件を満たしています。次に、3の議決権要件です。農業関係者が総議決権の100%を占めており、過半となっているため、要件を満たしています。最後に4の役員要件です。役員というのは取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事している構成員つまり株主でないと要件を満たさないことになります。こちらについても、過半が常時従事している株主になっておりますので、要件を満たしています。以上のことから、譲受人は、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。要件の説明については以上です。譲受人の経営農地は、全て耕作または管理されており、また、譲受人はトラクターなども所有しています。取得後はニラや水稻を栽培し、地域の防除基準に従うため、周辺の農地に影響を

	与えることはないということです。9号については以上です。 受付番号10号です。譲受人は80歳。申請地は、十市の田、865㎡、譲渡人からの要望で、売買による所有権移転です。自宅に近く、耕作に便利のため取得します。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。取得後は、ぶどうなどの果樹を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。10号については以上です。なお、現地確認の担当委員からは、すべての案件について、周辺農地への影響はないとの意見をいただいております。以上ご審議よろしく願います。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和6年4月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。申請受理件数3件。申請受理面積田4,991㎡、畑0㎡、他305.72㎡、計5,296.76。事務局説明をお願いします。
穂積主査	受付番号1号です。議案書は8ページ、別紙位置図は2ページをお願いします。申請地は下末松の登記宅地、現況畑305.72㎡、所有権の移転により自己用住宅への転用です。申請地の選定理由は子の成長に伴い現住居が手狭になったことと、交通の便がよいため、とのことです。農地区分は、10ha以上の集団農地に属するため第1種農地に該当し、原則転用許可のできない農地ですが、不許可の例外である集落接続に該当するため立地基準を満たすものであると判断します。土地利用計画図は別紙3ページです。配置は図の通り自己用住宅、駐車場等を設置します。造整、整地計画は特になし。排水計画については、雨水は申請地西側の暗渠を通り西側水路に排水、雑排水は浄化槽を経由して雨水同様申請地西側の暗渠を通り西側水路に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側宅地及び農地、西側農地、南側県道、北側宅地であり、申請人より被害防除計画書の提出がありますので4ページをご一読ください。現地確認の担当委員より、被害防除計画書の内容に問題はなく、周辺農地への悪影響はないとの意見を頂いております。他法令については、開発許可見込み有であることを確認しております。説明は以上です。 受付番号2号です。別紙位置図は5ページをお願いします。申請地は宍崎の登記田3筆計2,080㎡、所有権の移転により●●の駐車場を設置する計画です。申請人によりますと、申請地は幼稚園に近いことと、本転用によって雨天時やイベント時に多発する渋滞の改善に繋がるため、本申請に至ったとのことです。農地区分はいずれの農地区分に

も属さないその他2種農地に該当するため、立地基準を満たします。

土地利用計画図については別紙6ページをお願いします。配置は図の通りで、新たに駐車場を38台分設置します。盛土を最大150センチ、切土を最大60cm行い、アスファルト舗装をします。排水については、申請地の周囲の青線を改修し、そこを経由して領石川に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見を得ており、市の排水同意を取得済みです。周囲の状況については、東側農地、西側農地、南側河川、北側市道であり、周辺農地所有者には境界立会時に本計画を説明済みで同意を得ております。ただし、農地転用に関する同意書という形では取得していないため、被害防除計画書を提出してもらっております。別紙の7ページをご一読ください。現地確認の担当委員より、被害防除計画書の内容に問題はなく、周辺農地への悪影響はないとの意見を頂いております。他法令については、開発許可不要であることを確認しております。説明は以上です。

受付番号3号です。別紙位置図は8ページをお願いします。申請地は明見の田3筆計2,911㎡、所有権の移転により●●の駐車場及びグラウンドへの転用です。申請人によりますと、現在、保育園の駐車場は、職員及び園児数合計84名に対し5台程度しかなく、大半を借地で対応している状況で、慢性的に駐車台数が不足している状態であるため、本申請に至ったとのこと。農地区分は10haを超える集団農地に属するため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である農地法施行規則第37条第1号土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に該当する見込みがあります。この例外規定は、土地収用法に規程されている事業であれば第1種農地であっても例外的に転用できるというものであり、本事業は土地収用法に規定されております、社会福祉法に該当するため、例外的に立地基準を満たします。

土地利用計画図については別紙9ページをお願いします。配置は図の通りで、新たに駐車場52台及びグラウンドを設置します。なお、グラウンドの周囲はフェンスで囲み、安全対策を行う計画です。盛土を最大約60センチ行い、駐車場はアスファルト舗装、グラウンドはクレイ舗装をします。排水については、勾配を付け南側市道路側溝に排水する計画で、地元より排水に問題ない旨の意見書を得ており、市の排水同意を手続き中です。周囲の状況については、東側園舎、西側農地、南側宅地及び公衆用道路、北側農地であり、周辺農地所有者には境界立会時に本計画を説明済みで同意を得ております。ただし、農地転用に関する同意書という形では取得していないため、被害防除計画書を提出してもらっております。当日配布資料の10ページをご一読ください。現地確認の担当委員より、被害防除計画書の内容に問題はなく、周辺農地への悪影響はないとの意見を頂いております。他法令については、開発許可不要であることを確認しております。説明は以上です。

会長

事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の計画で差し支えないか審議願います。令和6年4月8日、南国市農業委員会、会長、瀧田好典。まず初めに、受付番号1号は垣内委員の関連する案件ですので先に審議を行います。議事参与の制限につき退室をお願いします。 (垣内委員 退室) 事務局説明をお願いします。
清岡次長	議案第3号農用地利用集積計画について説明します。議案書11ページ、1号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は岡豊町小籠の田、7筆で、3年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を振込するというものです。説明は以上です。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。(質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。
清岡次長	(垣内委員 入室) 事務局残りの案件の説明をお願いします。 受付番号2号です。借人は、73歳。申請地は、立田の田で、2筆、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり5,000円を振込するというものです。 議案書12ページ、3号です。借人は、一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて農地を借ります。申請地は、三島の田9筆で、15年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、●●番と●●番は10aあたり3,000円を、それ以外は6,000円を振込するというものです。 4号です。借人は、42歳。申請地は、立田の田で、3年の使用貸借権を設定して、野菜を作るというものです。 5号と6号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、49歳。申請地は、田村の田9筆で、5年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 議案書15ページ、7号です。借人は、50歳。申請地は、片山の3筆で、5年の使用貸借権を更新して、水稻を作るというものです。 議案書16ページからは相対の貸借になります。8号です。借人は、農地所有適格法人です。申請地は、稲生の田で、5年1か月の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を振込するというものです。 9号と10号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、30歳。申請地は、大堀の田4筆で、9号が1年、10号が3年の賃貸借権を設定して、オクラを作るとい

うものです。賃料は、9号が1筆で4,500円、10号が3筆で8,000円を現金で支払うというものです。

11号です。借人は、26歳。申請地は、里改田の田7筆で、5年の賃貸借権を設定して、キャベツとトウモロコシを作るというものです。賃料は、7筆で14,000円を振込するというものです。

12号です。借人は、50歳。申請地は、片山の田畑9筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

13号です。借人は、49歳。申請地は、稲生の田2筆で、5年9ヶ月の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米30kgを物納するというものです。

14号です。借人は、26歳。申請地は、立田の田で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を振込するというものです。

議案書20ページ、15号です。借人は、26歳。申請地は、立田の田8筆で、5年の賃貸借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するというものです。

16号です。借人は、31歳。申請地は、前浜の田6筆で、15年の賃貸借権を設定して、ニラと水稻を作るというものです。賃料は、●●と●●は10aあたり米120kg相当の金額、それ以外の地番については、米60kg相当の金額を現金で支払うというものです。

17号です。借人は、72歳。申請地は、蔵福寺島の田で、5年の賃貸借権を更新して、水稻、キャベツを作るというものです。賃料は10aあたり米60kg相当の金額を振込するというものです。

議案書22ページ、18号です。借人は、76歳。申請地は、立田の田で、10年の賃貸借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は10aあたり5,000円を現金で支払うというものです。

19号です。借人は、39歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃貸借権を更新して、小ネギを作るというものです。賃料は10aあたり200,000円を現金で支払うというものです。

20号と21号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は、61歳。申請地は、岡豊町中島の田2筆で、5年の使用貸借権を設定して、水稻を作るというものです。

議案書24ページ、22号です。借人は、75歳。申請地は、岡豊町小蓮の田で、3年の使用貸借権を更新して、野菜を作るというものです。以上が農用地利用集積計画の説明になります。ご審議をお願いします。

事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

会長

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について、農地法第33条第1項に該当する農地について、農地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、公益財団法人高知県農業公社に対し要請してよいか審議を願います。令和6年4月8日、南国市農業委員会、会長、濱田好典。事務局、説明をお願いします。
清岡次長	促進計画の要請について説明いたします。議案書26ページをお願いします。1号、2号、3号は、借人が同じため、まとめて説明します。借人は、39歳。申請地は立田と田村の田、8筆で、1号が令和11年3月8日まで、2号と3号が、令和11年12月3日までの賃貸借権を設定して、野菜を作るといいうものです。賃料は、1号が10aあたり約5,000円、2号が約7,000円、3号が10,000円を振込するといいうものです。 続きまして4号です。借人は、51歳。申請地は、廿枝と小籠の田6筆です。期間は令和9年4月7日までの使用貸借権を設定して、野菜を作るといいうものです。以上、促進計画要請の説明になります。ご審議お願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
弘田局長	はい。そのように取扱いをいたします。続きまして、議案第5号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について事務局説明をお願いします。 議案第5号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明します。当該目標設定につきましては、以前は6月の定期総会の頃に活動計画の作成と前年度の点検評価を作成しておりました。昨年度からは、年度当初から最適化活動の目標設定等を作成し、農業会議及び高知県の承認を経て公開するものとなっております。お手元の令和6年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。 1番、農業委員会の状況、令和6年4月1日現在ということで、任期は令和7年11月16日までが皆様の任期となっております。農業委員さんは19名、農地利用最適化推進委員さんについては17名となっております。2番、農家・農地等の概要につきましては、農林業センサスから転記しております。一番下、耕地面積につきましても、農林業センサスから取っております。田が2,130ha、畑240ha、計2,370haとなっております。農業委員会の台帳では2,800前後ありますが、国の方の調査では2,370となっております。毎年のようにこの数字は減少傾向にあります。次のページをめくっていただきましたら、会の冒頭でも言いました最適化活動の目標になります。最適化活動につきまして、ここで見ていただくようになります。管内の農地面積については、先ほど申し上げた通りです。これまで皆様の活動等で集積した面積が710ha、集積率は30%となっております。課題に書いてありますように、県の方では集積率58%を課題に立てております。もう少し言いますと、国の目標は80%ですので、高知県の集積率はずい

ぶんと低いです。南国市の方も県が58%なのに対して30%というのが見て取れると思います。次に②の目標についてです。令和14年度を目標にして集積率58%を目標に掲げます。これは県の数値です。今年度の新規集積面積を90haの目標値、農地面積が2,370haとなっておりまして、今年度末の集積面積がこれまでの集積面積710プラス新規の90の800haとなります。その集積率で言うと33.8%になります。次に遊休農地の解消についてです。1号遊休農地面積が18ha、緑区分が13ha、黄色区分が6haになります。課題については、海岸沿いの遊休農地は津波を心配する意見がある、また廃ハウスも多くみられ受け手が見つからない、とさせていただいております。遊休農地の解消の目標については令和3年度の数字、新規遊休農地の解消につきましては、18haの遊休農地のうち新たに発生した緑区分の遊休農地を記載することとなっております。ですので、令和5年度に新たには発生した遊休農地2haを令和6年度は解消面積としてあげるとなっております。次に新規参入の促進についてです。現状及び課題についてです。令和2年度から4年度にかけて段々経営体数は増えていっております。目標につきまして、権利移動面積というものがあります。令和2年度から4年度にかけての権利移動面積の平均が112haとありまして、その1割以上を記入するというのが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が12haとなります。基本的には新規参入者への面積とさせていただけたら大丈夫です。これは、最初に求めた平均の1割以上ということなので12haとなっております。

次に2番の最適化活動の活動目標についてです。推進委員の方が最適化活動を行う日数目標となります。この推進委員等の等は農業委員も含まれます。農業委員さんも含まれますが、垣内さんは中々最適化活動できないでしょうということから、1名減としております。ですので、右の最適化活動を行う農業委員の人数というのは18名になります。推進委員は17人。そして会の前に私が言いました6回お願いしますというのが、1人当たりの活動日数のところになります。次に活動目標強化月間の設定目標のついては10月、11月、2月に新規参入の促進月間、農地集積促進月間、座談会月間というところでやっていこうとしております。10月はいつも高知県立農業大学校の方へ出させていただいておりますし、11月であれば遊休農地調査が始まって、利用意向調査が出てくるタイミングですので、委員の皆様にも声掛けをしていただくと。それから2月はこの間もしていただきましたが、地域計画の座談会があります。これは毎年して頂くものになりますので2月を座談会月間とさせていただきました。次に新規参入相談会への参加目標というのがありまして、例えば東京とか大阪に行きまして新規参入のセミナーなどがあるのですが、南国市の方では先ほども申し上げました、高知県立農業大学校の説明会に行きますよということで、目標に掲げております。以上が令和6年度の最適化活動の目標設定路となります。いろいろと申し上げましたが、集積率を90haしましょう、遊休農地につきましては新規でできた2haは何とか解消しましょう、新規参入では新規参入の方に12haの貸付けをしましょう、最適化活動目標については月に6回、農業委員は垣内委員を除いた18名、推進委員は17名全員で行いましょう、という目標にさせていただいております。以上となります。

会長	事務局より説明がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、議案第6号令和5年度最適化活動の目標の設定等を議案のとおり定めてよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは「令和6年度最適化活動の目標の設定等」を議案のとおり定めます。議案は以上となります。その他議案外報告についてはお目通し願います。 (午後2時20分終了)
----	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和6年5月8日

会 長

濱田 好典

議事録署名委員

杉本 和繁

議事録署名委員

末政 隆一